

承認第4号

専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年6月4日提出

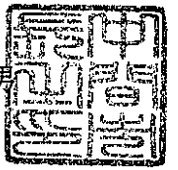
中間市長 松下 俊男

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、中間市市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月30日

中間市長 松下俊男



中間市市税条例の一部を改正する条例

中間市市税条例(昭和45年中間市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第54条第5項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イの事業を含む。)」を削る。

第71条第1項第4号中「かかる」を「係る」に改める。

第131条第4項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。)」を削る。

附則第8条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を「、附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号及び第10項」を「附則第15条第2項第6号等」に改め、同条第2項中「附則第15条第10項」を「附則第15条第9項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第18条第5項第2号中「附則第7条の3第1項」を「附則第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の中間市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成25年4月1日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 平成25年4月1日前に新法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修(当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。)に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

中間市市税条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>本則</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第2節 固定資産税</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使</p> | <p>本則</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第2節 固定資産税</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イの事業を含む。)の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使</p> |

用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告の日又は換地計画の認可の公告の日までの間は、仮換地等にあつては、当該仮換地等に対応する従前の土地について、登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては、土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6・7 (略)

(固定資産税の減免)

第71条 市長は、次の各号の一に該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1)～(3) (略)

(4) 福岡県住宅供給公社が星ヶ丘に所有する賃貸住宅に係る固定資産

(5) (略)

2・3 (略)

第6節 特別土地保有税

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 (略)

2・3 (略)

4 土地区画整理法による土地区画整理事業(密集市街地における防災

用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告の日又は換地計画の認可の公告の日までの間は、仮換地等にあつては、当該仮換地等に対応する従前の土地について、登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては、土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6・7 (略)

(固定資産税の減免)

第71条 市長は、次の各号の一に該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1)～(3) (略)

(4) 福岡県住宅供給公社が星ヶ丘に所有する賃貸住宅にかかる固定資産

(5) (略)

2・3 (略)

第6節 特別土地保有税

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 (略)

2・3 (略)

4 土地区画整理法による土地区画整理事業(密集市街地における防災

街区の整備の促進に関する法律第 46 条第 1 項の規定により土地区画
整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促
進に関する法律第 45 条第 1 項第 1 号の事業を含む。)又は土地改良
法による土地改良事業

の施行に係
る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地
(以下この項において「仮換地等」という。)の指定があった場合に
おいて、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益するこ
とができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土
地に対応する従前の土地(以下この項において「従前の土地」とい
う。)の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所
有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第 1 項の土地の
所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。

5・6 (略)

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第 8 条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 5
項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書
に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 2 項第 2 号に規定す
る事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年
の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第 33 条から第 34 条の
3 まで、第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、附則第 7 条第 1 項、附
則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び前条の規定にかかわらず、法附則第 6
条第 5 項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(法附則第 15 条第 2 項第 6 号等の条例で定める割合)

街区の整備の促進に関する法律第 46 条第 1 項の規定により土地区画
整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促
進に関する法律第 45 条第 1 項第 1 号の事業を含む。)又は土地改良
法による土地改良事業(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人
森林総合研究所法附則第 9 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法
人緑資源機構法第 11 条第 1 項第 7 号イの事業を含む。)の施行に係
る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地
(以下この項において「仮換地等」という。)の指定があった場合に
おいて、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益するこ
とができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土
地に対応する従前の土地(以下この項において「従前の土地」とい
う。)の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所
有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第 1 項の土地の
所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。

5・6 (略)

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第 8 条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 5
項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書
に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 2 項第 2 号に規定す
る事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年
の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第 33 条から第 34 条の
3 まで、第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、附則第 7 条第 1 項、、
附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び前条の規定にかかわらず、法附則第
6 条第 5 項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(法附則第 15 条第 2 項第 6 号及び第 10 項の条例で定める割合)

| | |
|--|--|
| <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 法附則第15条第9項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項</u>及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> | <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 法附則第15条第10項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項</u>及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> |
|--|--|